

# 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）【概要】

## 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

### (1) 計画の性格

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、都道府県行動計画に基づき、市町村が作成する法定計画。（現在の区行動計画は、平成26年6月に策定。）
- 都行動計画に基づき、豊島区の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、区が実施する措置などを示す。

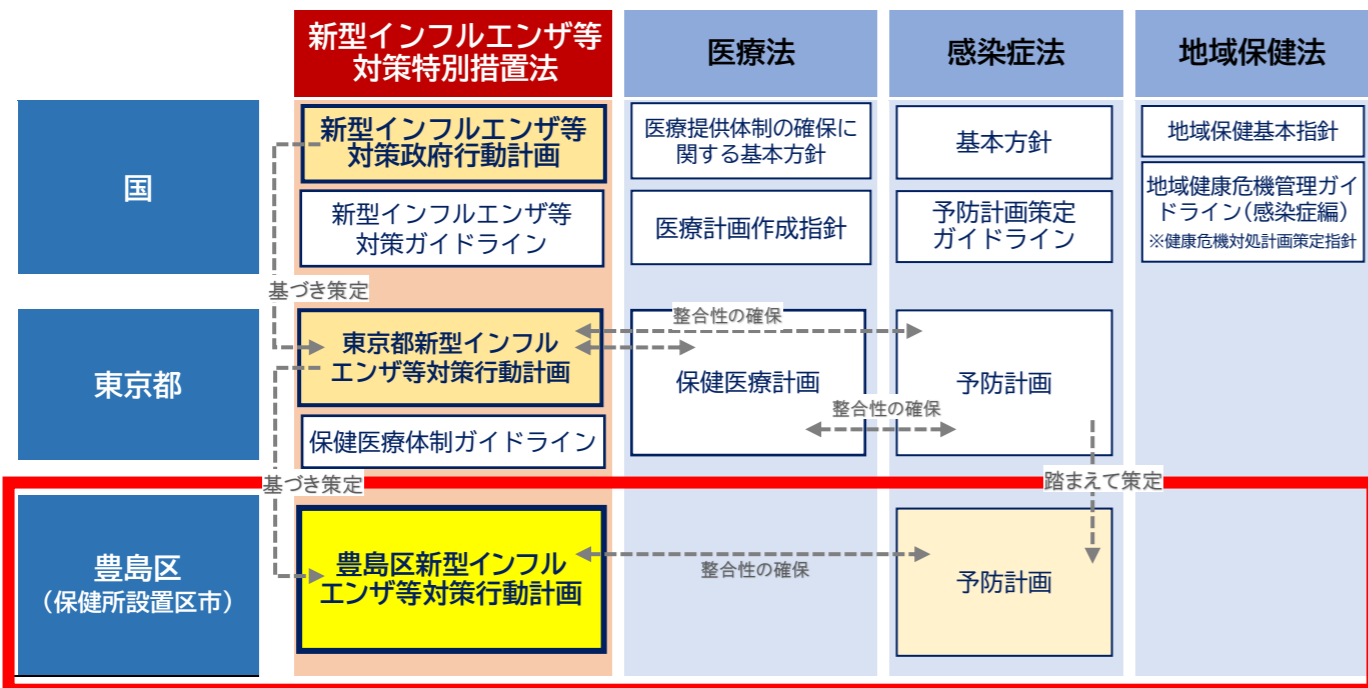
### (2) 初の抜本改定

新型コロナウイルス感染症対応の経験等を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が、策定以来、初めて抜本改定が行われ、この改定に基づき、令和7年5月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」も改定が行われた。今回の区行動計画の改定は、国・都行動計画の改定に基づき、行われるものである。

## 第1部 基本的な考え方（P3～22）

### (1) 計画の根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、東京都行動計画に基づき策定する計画で、予防計画との整合性の確保を図っている。

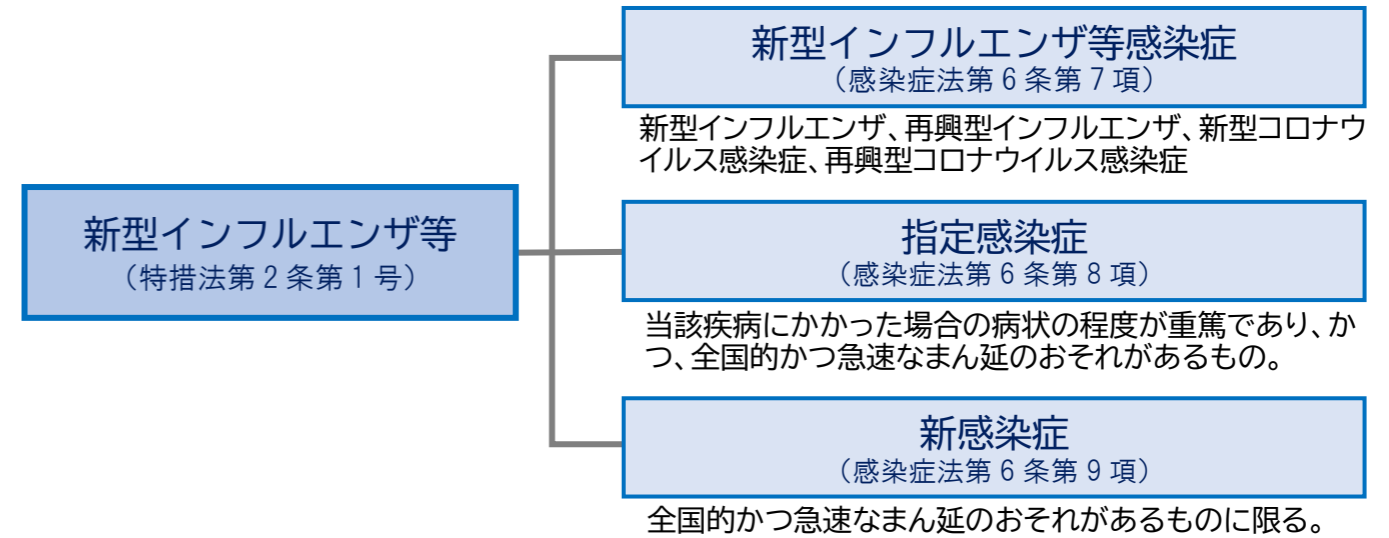


### (2) 計画策定の目的

- 新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- 区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

### (3) 幅広い感染症に対応

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の感染拡大の波が来ることも想定。

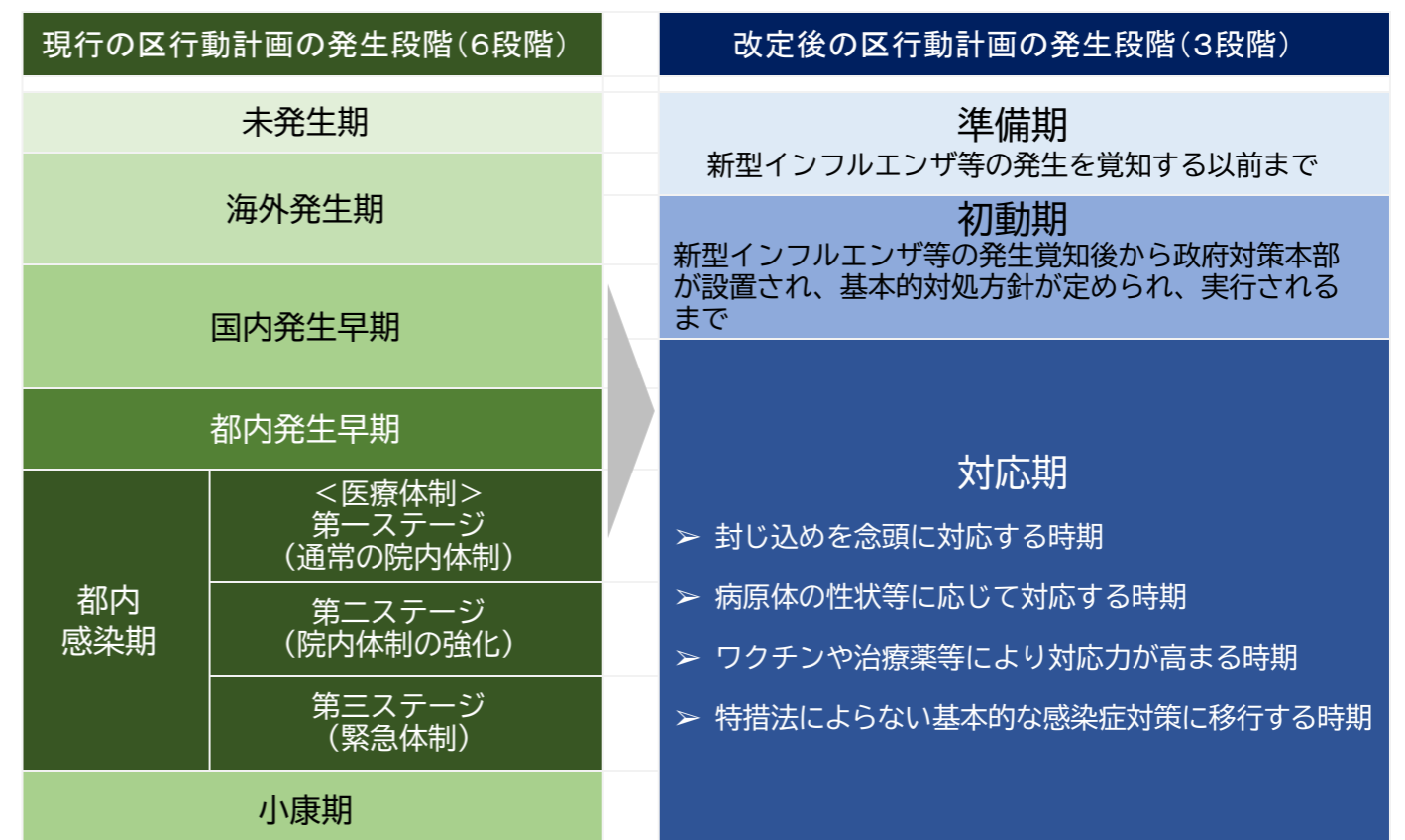


### (4) 柔軟かつ機動的な対策の切替え

状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え。

#### 発生段階

3期（準備期、初動期、対応期）に分けて再設定のうえ、準備期の取組みを充実



■対策項目■

新型コロナ対応で課題となった項目を中心に独立させ、記載を充実

【現計画】 第3章 対策の基本項目(8項目)	【改正素案】 第2部 各対策項目の考え方及び取組(13項目)
(総論)実施体制	第1章 実施体制
1 サーベイランス・情報収集	第2章 情報収集・ <u>分析</u>
2 情報提供・共有	第3章 サーベイランス
3 <u>区民相談</u>	第4章 情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
4 感染拡大防止	第5章 <u>水際対策【新設】</u>
5 <u>予防接種</u>	第6章 まん延防止
6 医療	第7章 予防接種(ワクチン)
	第8章 医療
	第9章 <u>治療薬・治療法【新設】</u>
	第10章 <u>検査【新設】</u>
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	第11章 <u>保健【新設】</u>
8 <u>都市機能の維持</u>	第12章 <u>物資【新設】</u>
	第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保

※現行の行動計画の赤字・下線は改正後の計画から項目として削除され、改正素案の赤字・下線は新たに追加となった対策項目。

	準備期	初動期	対応期
第9章 治療薬・治療法	治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、活用できるように、体制づくりを支援	医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、適切な使用等の調整等の支援	都と連携し、医療機関への受診・入院調整など、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制を整備
第10章 検査	検査機器、検査物資の確保等検査体制の整備推進及び訓練等を踏まえた実効性の確保	都と連携し、検査体制の充実・強化に係る検査体制の整備、及び臨床研究の実施に協力	国・都の行う感染状況を踏まえた検査体制への協力対応及び区民等への情報提供
第11章 保健	保健所等の体制整備及び都や近隣自治体、多様な関係機関等との連携体制を構築	予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進める。	予防計画や健康危機対処計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保
第12章 物資	感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に実施		初動期に引き続き、感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認
第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保	事業者・区民等への情報提供・共有、必要な準備の勧奨、支援の実施に係る仕組みの整備	事業者や区民に、感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛け	準備期での対応を基に、区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実施

第3部 区の危機管理体制 (P105~110)

新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進するため、「豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」に基づき、全庁一体となった初動体制を立ち上げ、総合的な対策を推進する。併せて、感染拡大防止対策や最低限の区民生活の維持等に必要な業務等の継続を図る。

第2部 各対策項目の考え方と取組 (P23~104)

	準備期	初動期	対応期
第1章 実施体制	役割整理や指揮命令系統等の構築、研修や訓練を通じた関係機関間の連携を強化	準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における対策の実施体制強化、迅速に実施	各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制の整備、見直しを実施
第2章 情報収集・分析	情報収集・分析に加えて、情報の整理や把握手段の確保等、有事に向けた準備を実施	新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析を迅速に実施	感染症のリスクに関する情報、区民生活及び社会経済活動に関する情報等の収集・分析を強化
第3章 サーベイランス	平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析	平時において実施しているサーベイランスに加え、有事の感染症サーベイランスを開始	流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上	感染拡大に備えて、区民等に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施	区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す
第5章 水際対策	国による円滑・迅速な水際対策が講じられるよう、平時より国・都と連携	国及び関係機関等と連携し、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築	感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び関係機関と連携して適切に対応
第6章 まん延防止	対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から実施	区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	まん延防止対策を講ずるとともに、効果等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に切替え
第7章 予防接種(ワクチン)	国・都・医療機関・事業者等と共に、接種体制の構築等必要な準備を実施	発生した新型インフルエンザ等の情報収集やワクチン確保等、必要な準備を実施	構築した接種体制に基づき接種の実施及び副反応等にかかる情報収集・提供
第8章 医療	都が予防計画に基づき実施する医療提供体制の整備に向けた連携	都・医療機関等と連携による、相談・受診から入院までの手順整備、区民への情報提供	初動期に引き続き、都・医療機関等と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応

豊島区新型インフルエンザ等対策本部

**本部長** 区長

**副本部長** 副区長(2)  
教育長

**本部員** 各部の長(担当部長含む)  
消防署長又は指名吏員  
本部長の指名する職員

■ 審議事項 ■

- ・ 区への対応方針
- ・ 社会機能の維持に係る措置
- ・ 広報及び相談体制
- ・ 感染予防及びまん延防止に係る措置
- ・ 医療の提供体制の確保
- ・ 予防接種の実施
- ・ 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 東京都、区市町村、関係機関等への応援要請及び派遣等
- ・ 新型インフルエンザ等対策にかかる経費の処理方法 等

業務名		業務内容	
緊急対応業務		新型インフルエンザの発生・流行に伴い、新規に発生した業務であり平常時は行っていない業務	
通常業務	継続業務	通常通り	新型インフルエンザ発生時に、区民の生命を守り、区民生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務 (応援体制を組んで継続する業務)
		縮小・変更	縮小または取扱方法を変更して継続する業務
	休止業務	区内まん延期休止	区内まん延期には休止(延期)する業務
		早期に休止	まん延期以前から休止(延期)する業務
	積極的休止	感染拡大を防止するためには人が集まる機会を減らすことが有効であるため、まん延期以前から積極的に休止することが適切な業務	